

建設部

建設委員会 【所管関係資料】

11月26日提出

令和 6 年第 2 回定例会（1 2 月議会）
建設部 提出資料

令和 6 年 1 1 月 2 6 日
建 設 部

建設委員会
【所管関係】

○ 都 市 計 画 課 宅地造成等工事規制区域等の指定について . . . 3

宅地造成等工事規制区域等の指定について

都 市 計 画 課

1 概要

- 「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）の施行を受け、規制区域指定に向けた基礎調査を昨年度から実施し、法運用開始に向けた準備を進めている。

2 規制区域の指定

- 盛土等の崩落に伴う災害から人命を守るため、リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要であり、県内全域を指定する。

規制区域(案)

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等

※中核市である秋田市の区域内は、別途、秋田市で規制区域を指定。

3 関係条例の整備

1) 手数料徴収条例の制定

- 規制区域内で盛土等の工事の許可を受けようとする者等から、手数料を徴収する条例を制定する。

2) 市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部改正

- 都市計画法に基づく開発許可を受けた案件は、盛土規制法のみなし許可の扱いとなることから、手続きの一本化を図るため、開発許可の権限を移譲している12市に中間検査等の事務を移譲する予定であり、関係条例の一部を改正する。（当該条例は市町村課所管）

4 今後のスケジュール

- 令和6年12月 基礎調査結果（規制区域案）の公表
ウェブサイト等による周知
- 令和7年1～2月 関係市町村長への意見聴取
2月 議会へ関係条例案の提出
5月末 規制区域の指定（公示）
→盛土規制法の運用開始

5 許可審査等の事務執行体制

- 都市計画法、農振法・農地法及び森林法に基づく開発行為等に係る盛土規制法の事務は、既存法の担当課所（都市計画課、農林政策課、森林環境保全課）が所管する。
- 許可審査等は、地域振興局建設部・農林部で実施する。